全紹協広報　2015・夏号

マネキン

No.98

目　次

就任あいさつ……公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会　会 長　　黒田　孝二　1

新任挨拶 ……厚生労働省　職業安定局　派遣・有期労働対策部　需給調整事業課
課長補佐　吉田　　勉　2

新理事あいさつ……3

全紹協組織図……6

平成 27 年度　公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会　定時社員総会・懇親会…7

平成 27 年度　公益社団法人　全国民営職業紹介事業協会　定時社員総会・表彰式・懇親会…8

平成 27 年度　表彰受賞者 ……9

厚生労働大臣表彰を受賞して……株式会社 国際人材パワー沼津　　片岡　喜志子　10

リーフレット「求人者のみなさま」活用法 ……11

マイナンバー制度が始まります……内閣官房　12

マイナンバー制度についての注意事項 ……内閣官房　15

マイナンバー導入チェックリスト ……内閣官房　16

協会オリジナル手帳　活用法！……18

ホームページの制作について……有限会社　サウンドビジョン　ディレクター　平本　英司　20

事務局移転のお知らせ ……23

事務局だより……24

就任挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
会長 **黒田　孝二**

会員の皆様には夏の暑さにも負けず多忙な毎日をお過ごしの事と拝察致します。

全紹協の総会も皆様のご協力により無事終了させていただき有難うございました。

２年で変わる理事も今回はほとんどの人が残り、ベテラン２名を加えて気分一新、それぞれの分野で心機一転、全員やる気十分で頑張る覚悟です。

旧理事には大変な時期に自費での出張等々、御協力と経費の節約につとめていただきまして心より御礼申し上げます。

今期は事務所も移転し、事務スタッフも１名となりますので、新理事の一段の協力をお願い致します。さらに今後も皆様の忌憚のないご意見を聞き、参考にしながら進めてまいります。

さて、日本経済は「アベノミクス」の一連の経済政策により着実な回復軌道をたどっています。

国内総生産ＧＤＰも2.4%と順調に推移し、さらに私共の業界に大切な有効求人倍率も今年５月で1.19となり、求職者が少なく、求人が多くなっているのが現状です。又、失業率も3.3となり全体的には確実に好況感もあり、大手企業が全体を押し上げてくれればと願っている所です。

気になるところは、ＧＤＰの６割を占める個人消費や設備投資に弱含みの感があります。

明るい話としては、百貨店、スーパーの売上がここ何ヶ月は昨年を100とした場合にさらにアップしている状況が続いている事、これは外国人の爆買いによる売り上げもあり、特に外国人旅行者が1000万人を越えて年々多くなり日本も「おもてなし」と「環境と治安」の良さがこれからも持続されると考えられます。

商品内容については手放しで喜べないところもありますが、これからは大都市だけでなく、地方都市にも段々と影響が出て来そうで売上も持続出来ると予想されます。

今がまさにデフレ脱却や経済再生に向けての正念場であります。

私共の業界もその一端を担っていると自負し、よりよい販売員を社会に提供して行きたいと考え、これからの事業計画を致しました。

第一に公益社団法人としての自覚と「コンプライアンスの徹底」を重点目標として進めてまいります。伝統的な仕事として長く続いている業界ですが、求職者の考え方、働き方、時間等に変化があり、日本人的考え「義理と人情」が希薄になって希望の条件に合わなければすぐにでも辞めるという行動に出られる事も多く、会員の皆様のご苦労が理解出来ます。

第二に、昨年好評だった「意見交換会」を今年も２ケ所で実施致します。

全紹協に対する要望等を率直に出していただき参考にさせていただきたいと存じます。

さらに各地の連絡会に執行理事を派遣して本部の意見を正確に伝えてまいります。

第三にホームページの有効性、利便性を高めるため、リニューアルを計画しています。

ＩＴ関連の急速な発展により、あらゆる場合での求人・求職を可能にする機能を持ったページにしたいと考えます。

変化の早い時代によく「会員のメリット」は何か聞かれますが、許可事業ですのでコンプライアンスが第一ですが、あらゆる関連する情報をタイムリーに発信し「情報の共有」が最大メリットと考え、新規の会員の募集も合わせて行きたいと考えます。

この様な事業を推進するための会員各位の今後も変わらぬご指導を賜ります様、心よりお願い申し上げます。

就任挨拶

厚生労働省　職業安定局
派遣・有期労働対策部
需給調整事業課
課長補佐　**吉田　勉**

このたび、４月１日付で職業紹介事業を担当させていただくこととなりました、職業安定局　派遣・有期労働対策部　需給調整事業課　課長補佐の吉田でございます。需給調整事業課は、平成６年の新規採用時に前身の民間需給調整事業室に配属されて以来、約20年ぶりとなります。ただし、当時の担当は労働者派遣事業であり、これまで、民営職業紹介事業に関する業務の経験はありませんが、精一杯勤めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、常日頃より協会及び会員の皆様には、民営職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の景気の状況は、アベノミクス効果もあって回復基調が続いています。今年１月から３月のＧＤＰは設備投資の増加を受けて前期比＋３．９％（年率換算）となっており、株価も２万円を超える水準で推移、また、昨年の消費増税や円安等の影響で減少が続いていた実質賃金も今年４月に２年ぶりに上昇に転ずる等、多くのデータから景気の回復がうかがわれるところです。特に雇用に関しては、完全失業率は３．３％と平成９年頃、有効求人倍率は１．１７倍とバブル期以来の水準となっており、日銀短観の雇用人員判断も－１７とバブル期の以降では最も不足となっています。新聞報道等を見ていると、人手不足・採用難で中小企業が廃業を余儀なくされる例などもあるようです。

こうした状況の中、厚生労働省・ハローワークとしても、人手がほしい求人者と職を探している求職者のマッチングには最大限の努力をしているところですが、より的確なマッチングのためには、官と民が連携し、民間の得意分野では民間の事業者の力も活用していくことがより効果的と考えています。特に、マネキンのようにハローワークでの取り扱いが少ない分野においては、求人者・求職者にとっては民営職業紹介事業者の皆様方が頼みの綱となります。今以上に懇切・丁寧な対応を心がけていただき、「あの職業紹介事業者を活用して良かった」と言われるような事業展開となるよう、全紹協会員の皆様のご活躍を期待しています。

一方で、最近、職業紹介事業者に対する法令違反による行政処分が目に付くようになっています。法令違反で行政処分等が下されると、当然ながら、当該事業者の信用は失墜しますが、それにより、個々の事業者だけでなく、業界全体が厳しい世間の目にさらされることになります。職業紹介はご承知のとおり「求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんすること」であり、あっせんとは「雇用関係の成立が円満に行われるよう第三者として世話をすること」とされているとおり、職業紹介事業はビジネスという面だけではなく、公益的な面も担っていただいていると考えています。是非、皆様には法令を遵守した適切な事業運営を心がけていただくとともに、全紹協としても、会員の皆様が適切な事業運営を行うための支援等に取り組んでいただけると幸いです。

最後になりますが、全紹協会員の皆様におかれましては、黒田会長のもと一致団結していただきまして、求人者・求職者の方々から「民間の職業紹介事業者があって良かった、人生の転機となる一助となった」と思われるような事業運営をお願い申し上げるとともに、貴協会の益々のご発展を祈願して、新任の挨拶にかえさせていただきます。

新理事就任のごあいさつ

副会長

小金井　敬

現在、有期雇用から無期雇用への転換や、正社員化の動きを身近に感じています。

また、多様な働き方を希望する労働者も増加しています。

社会全体の問題として、育児や介護を含めた問題にも目を向けていく必要がある時代です。

労働者が、ライフスタイルや価値観を大切にしながら最大限の能力発揮ができるように幅広い選択肢を提供していく事も、我々人材サービスに携わる企業の責務であると感じています。

需給調整の一翼を担うために、一致団結して業界の発展を目指してまいりましょう。

つきましては、皆様には格別のお力添えを賜りたく、切にご協力のほどお願い申し上げます。

専務理事

牧野　伸男

先の総会にて承認いただき、私はこれで３期連続で、理事を務めさせていただく事になりました。また前期に引き続き、業務執行理事である専務理事という大役を拝命することになり、あらためて、公益社団法人の理事としての責任を感じて、身が引き締まる思いでございます。

今期も会員の皆様の意見、要望を聞きながら事業をすすめ、黒田会長を支え、当協会の為に、職務を全うしていく所存でございますので、皆様には、ご支援、ご協力をお願い致します。

常務理事

森川　薫

前回に引き続き、常務理事を担当させていただくこととなりました。今年度は、職業紹介事業者安定雇用推進事業検討会の委員として出席させていただいており、安定的な雇用形態の職業紹介を多く取り扱う事業者へと幅を広げるべく安定雇用に向けた求職者のフレキシブルな働き方を実現するための小規模事業者の業務提携等の支援について検討しております。また、協会の会員である意義として、目まぐるしく変化していく社会の情報をスピーディにキャッチし会員の皆さまに伝えていくことを目標として精進してまいりたいと思います。まだまだ未熟な私ですが、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

理　事

大谷　聖二

この度、教育福祉の担当理事に就任致しました。振り返りますと、ここ数年間は公益法人格の取得や会員減少による財政難への対応等に多くの時間を取られ、協会の事業が十分に行われてこなかったように思います。当協会における教育研修は公益事業の柱であります。会員事業所の要望を十分に聞き取り、従事者研修会・販売技術促進講座の充実と、経営者向けの研修会の新設等を進め会員増化に貢献したいと思います。皆様のご協力を得てより良い教育研修制度の確立に全力で取り組みます。ご指導よろしくお願いします。

理　事

重田　スミノ

（公社）全紹協の新理事として広報部に再び携わる事になりました。

２名のフレッシュメンバーも加わり各々、役務をスタート致します。会員の皆様の印象如何でしょうか。広報にも斬新な意見を期待しまして、厚労省・民紹協からの情報をも常時掲載、誰にも読みやすく、気軽に手に取って参考にして頂く、広報を目指していきたいと思っていますので、これからもご愛読をお願い致します。

理　事

吉備　カヨ

平成27年度定時社員総会にて、理事に選任されました、関東連絡会㈱ジョビアの吉備カヨでございます。微力ではございますが、会員が互いの存在を尊びあい、且つ切磋琢磨し、この業界で従事する若い世代への継承ができるような仕組みや慣習が見直せますように、働きかけをしていかなければと思います。同じ時代に同じ商いに従事する者同士だからこそ、話せばきっと分かりあえると思いますし、そして、マネキンさんの地位の向上とマネキンさんを取り囲む環境整備の為、協会として一層の働きかけをしていかなければとおもいます。宜しく願い申し上げます。

理　事

齊藤　主水

前期に引き続き理事を務めさせていただくことになりました。先輩諸兄を差し置いて私のような若輩者が、再びこのような重責をお引き受けして良いものか恐縮しております。

全紹協の目的として「マネキン紹介所の健全な発展」が掲げられております。この目的 を見失わず、粛々と理事しての業務に取り組んでゆく所存です。

皆様何卒よろしくお願い申上げます。

理　事

岡部　義裕

６月17日の総会にて皆様のご推挙により理事に就任いたしました。微力ながら当協会の発展に尽力いたしますのでよろしくご指導ください。

ごあいさつがてら所感の一端を申し上げますと、日本の小売業界は昨年、消費税引き上げ後の反動減が長引きまして、いずれの業種業態も低迷いたしました。それがここにきて、大企業中心とはいえ賃上げがなされ、個人消費にようやく盛り上がりが見えてきました。加えて円安効果もあって海外観光客が急増し、高額商品に強い百貨店などはインバウンド効果が如実に出ています。景気は上向きです。

加えて、小売業の生産性向上はアベノミクスの成長戦略の柱ですが、製造業と違い顧客接点がものを言う小売業では、販売技術の良し悪しがそのお店の盛衰を決めます。みなさんが小売店に紹介するマネキンさんの店舗での接客の良し悪しが結果、その小売店の生産性に影響するのです。その意味でも、当協会の人材育成・研修事業はさらに重要性が増すのです。これらの事業をひろく社会にPRしていきましょう。

理　事

小野　俊一

前会長執行部での新法施行に伴う公益法人認定を目指した４年、そして現会長執行部の下、会員減少に伴う協会の危機的状況に対処した２年、この６年間理事として私は協会の為に果たしてどれほどの貢献を成し得ることができたのか、実に忸怩たるおもいでおります。

はからずも今総会に於いて理事４期目の再任をいただき、改めてその責任の重さを痛感しております。協会は設立以来一貫して日本の労働市場でマネキンを始めとしたプロ人材の就業支援と人材能力の育成そして労働福祉の向上に努めてきました。その歴史的実績を踏まえ協会が国民の公の利益に資する事業を更に発展的に推し進めていくことが今まさに期待されていると確信しています。

監　事

田中　亘

前年度の理事に引き続きまして、本年度は監事として協会に席を置くことになりました。

前年度の２年間は財政も大変厳しく、様々な法改正も有り、その対応におわれた日々でした。そんな中で黒田会長を始め理事の皆さんの奮闘を見て、大いに刺激され感謝したものでございます。

先日、労働局の定期監査が入りました。結論から申せば以前に比べ､当局の目線も大きく変わり、直接払いの問題だけでなく、細部にわたり厳しく指導されるようになったと感じました。我々を取り巻く環境も大きく変わりました。我々はそれに対して柔軟に対応しなければなりません。情報を共有し、価値ある協会になるよう努力していく所存です。

理　事

小林　克巳

当協会は平成25年４月１日から「公益社団法人」として新たにスタートし、２年余が経過しております。ここで、もう一度「公益社団法人」の意義を振り返りますと、公益法人とは「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものであり、換言すると「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」ということになります。つまり、本協会活動がマネキンさんを始めとする、販売事業に携わる多くの方への職業能力や労働福祉の向上を通じて、広く消費者の「公益」に資するということです。

人材ビジネスを取り巻く情勢は、経済環境や行政政策によって目まぐるしく変化しております。しかしながら、企業は人なり、「人財」を必要としない企業はあり得ません。その意味で人材ビジネスはますます重要な意義を有するようになったと言えます。私の役目として、協会の財務を見させていただきますが、限られた収入予算のなか、財務の健全性を維持しつつ、最大限の効果を発揮するためにご支援する所存です。

公益社団法人移行前より、永い歴史を有する本協会の活動意義を広く周知し、更なる会員を増やして、会員皆様の建設的で積極的な協会活動を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋げて参りたいと考えております。

監　事

杉田　貴司

昨年度迄、財務担当として厳しい財政の中、皆様方のご支援と寄付金を頂戴しまして窮地を凌ぐ事ができました。お礼申し上げます。

さて、業界を見渡しますと、都心部の百貨店は訪日外国人客による消費や、株高を背景とした富裕層消費の拡大が追い風となっていますが、地方の店舗はまだ苦戦のようです。地方企業の採用意欲は旺盛で、人材確保の活発な動きが目立ちます。我々も求職者開拓をどのように展開していくかが、今後の行く末を決定しそうです。皆さんと共に頑張って行きたいと思っております。

平成27・28年　公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

組織図

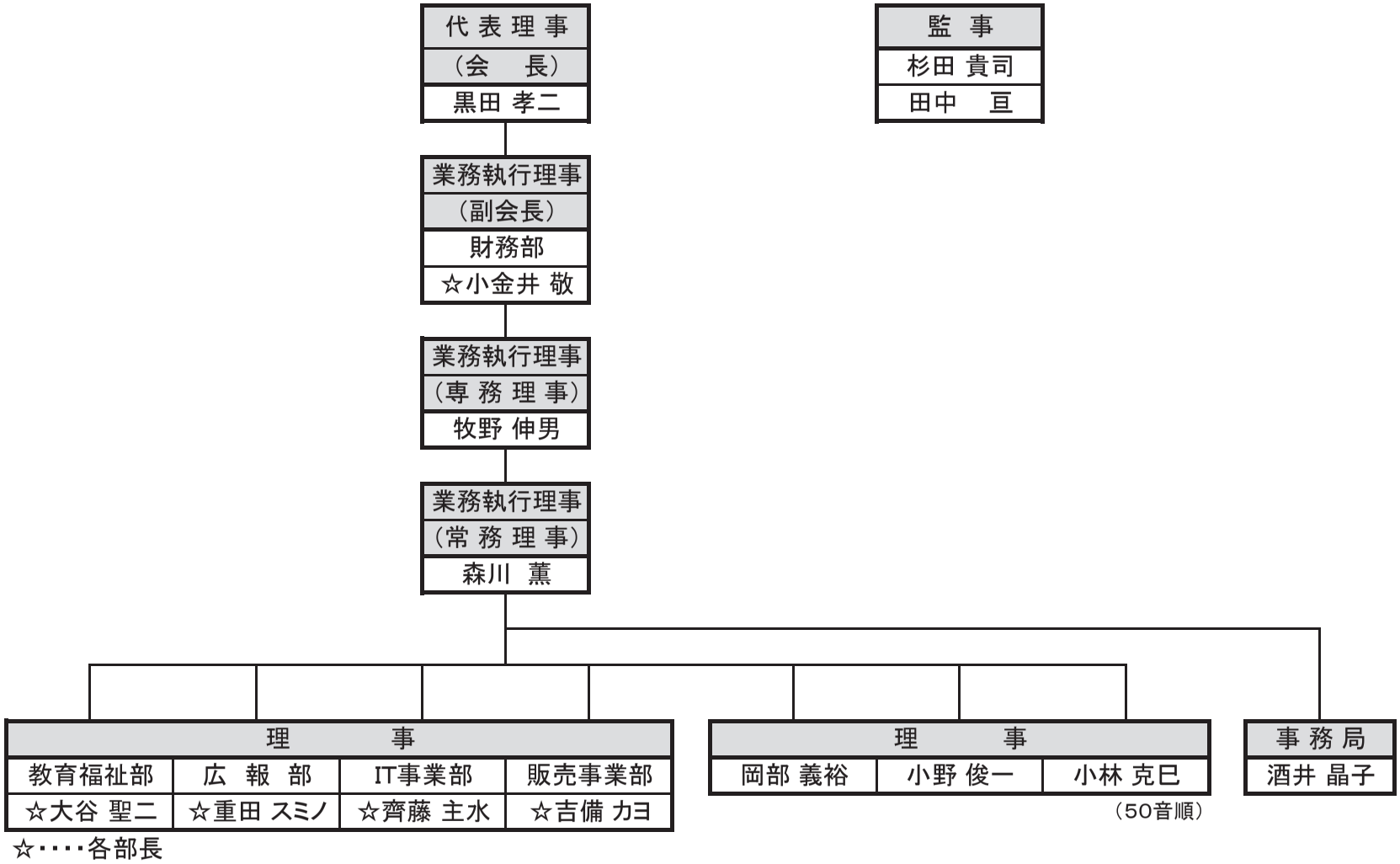

平成27年度 公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
「定時社員総会」「懇親の夕べ」

本日、総会に相応しく晴天に恵まれ会員の皆様に於かれましては、業務ご多忙中のところ全国各地よりお足をお運び頂き、会員一堂久しく会し、平成27年６月17日(水)午後14：00よりお茶の水ホテルジュラク２階「孔雀の間」に於いて、公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会社員定時総会を黒田会長の挨拶で開催されました。先ず初めに永年ご活躍され、この一年間に、他界されました方々のご冥福を心よりお祈りしまして、続いて定款どおり本案、審議の議長選任が行われ、黒田会長が議長席に着座され、滞りなく承認され出席社員の賛成多数により原案通り、すべての議案が承認され新しいスタートとなりました。

「孔雀の間」に於いて定時社員総会終了後「懇親の夕べ」を御来賓の方々をお招きして、黒田会長の開会の辞、そしてIT事業部の齊藤主水氏の司会で幕を開けました。小金井副会長より27年度の定時社員総会が滞りなく無事終了したこと謝し、更に今期の役員改正により若手新人が２名誕生した事を来賓に報告し、ご来賓の厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課民間人材サービス推進室　吉村康志室長輔佐と需給調整事業課　職業紹介事業　池田和樹係長、ご多忙にも関わらず足をお運び頂きました。公益社団法人　全国民営職業紹介事業協会　紀陸　孝会長の素晴らしいスピーチ、一般社団法人日本人材紹介事業協会　江島　優　名誉会長の乾杯のご発声で懇親の夕べに親睦の輪が広がりました。

平成27年度 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
定時社員総会・表彰式・懇親会

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会の平成27年度の定時社員総会と表彰式が平成27年６月19日(金)午後14時よりホテル ラングウッド「飛翔の間」において、優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式が華やかに開催され、厚生労働大臣表彰と厚生労働省職業安定局長表彰は厚生労働省職業安定局次長　勝田智明様より、公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会表彰は紀陸 孝会長より各受賞者の皆様に厳かに授与された。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会の平成27年度の定時社員総会・表彰も滞りなく終了、平成27年６月19日(金)午後５時よりホテル ラングウッドの「鳳凰の間」において公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会の紀陸 孝会長の挨拶で華やかに幕を開け、他団体の来賓の方々とも、和気あいあいのうちに宴が繰り広げられ、多いに盛り上がりをみせ公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会の受賞者の方々を祝い今後の益々のご活躍を心からお祈りしまして、閉会の言葉は公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会、黒田 孝二会長の言葉で幕を閉じました。

平成27年度　表彰受賞者

厚生労働大臣表彰

1名　　片岡　喜志子　株式会社 国際人材パワー沼津

民紹協会長表彰

5名　　内田　ツヤ子　株式会社 ジョビア
　　内藤　文子　株式会社 国際人材パワー横浜
　　高倉　光子　株式会社 札幌キャリアサポート
　　小川　克子　株式会社 国際人材パワー沼津
　　栗田　光恵　株式会社 国際人材パワー小田原

(公益社団法人) 全国民営職業紹介事業協会会長表彰

1名　　小林　佐知子　株式会社 ジョビア

各表彰の申請につきましては、各職業別団体　公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会（全紹協）から公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（民紹協）に候補者が申請され、それを受けた民紹協が厚生労働省に推薦するという形になります。推薦に関しては下記のような基準がありますので参考にしてください。

Ⅰ厚生労働大臣表彰

① 職業紹介事業者	20年以上	50歳以上
② 職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③ 職業紹介事業従事者	25年以上	50歳以上

※事業所が労働局より「業務停止処分」「指導」「改善命令」「是正指導」を受けた場合は20年、「指導」を受けた場合は５年間の対象外となる。

Ⅱ職業安定局長表彰

① 登録求職者	求職登録期間	20年以上	50歳以上

Ⅲ民紹協会長表彰

(1) 優良職業紹介事業功労者等

① 職業紹介事業者等	15年以上	45歳以上
② 職業紹介責任者	20年以上	45歳以上
③ 職業紹介従事者	20年以上	50歳以上
④ 職業紹介事業関係団体役員	15年以上	45歳以上

(2) 優良職業紹介事業求職者

① 求人登録者	求職登録期間	10年以上	40歳以上

厚生労働大臣表彰を受賞して

㈱国際人材パワー沼津
片岡　喜志子

栄えある厚生労働大臣の表彰の受賞を賜り，　心より御礼申し上げます。

職業紹介事業に携わる私にとりまして、受賞は身に余る光栄と感謝の気持ちで、一杯でございます。

受賞に際しましては、厚生労働省、公益社団法人　全国民営職業紹介事業協会、公益社団法人　全日本マネキン紹介事業協会の皆様方のご支援、ご鞭撻によるものと重ねて感謝を申し上げます。

この喜びを得ることができましたのは、ひとえに国際人材パワーグループの社長でありました故、髙部ご夫妻のよき指導と、よき同僚に恵まれた事そして、求職者、求人者、事務所のスタッフの皆さんの援助の賜物でございます。

また、(公社)日本看護家政紹介事業協会　会長の戸苅様、(公社)全紹協会長の黒田様から、お声をかけていただきました事も、とても心強く嬉しい事でございました。

入社以来、無我夢中で仕事をしてまいりましたが、気が付けば二十六年の年月が経っておりました。求職者の方々に「マネキン」の仕事を理解してもらう所から始まり、お互いに信頼を築くまでには、戦いのような日々でございましたが、「人と人」の触れ合いから、多くのものを学ばせて頂きました。

この経験は、私の人生にとりまして、大切な大きな宝物になりました。

これからは、急速な社会変化の中にありながら、職業紹介事業が更なる発展を遂げる事が出来ますよう、そして求職者の皆様が安心して働けるよう雇用の開拓、安定、人材の育成に微力ではありますが、心がけてまいります。そして、常に受賞の喜びと感謝の気持ちを、忘れずに、お世話になりました方々のご厚情に報えるよう、一層の努力をいたす覚悟でございます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、御礼の言葉とさせて頂きます。

リーフレット活用法

広報部長　森川　薫

健全な事業運営を行うため、会員の皆様には職業紹介事業における法令遵守の再確認のお願いとともに、本省から足を運んでいただいて協議を重ね、作成しました賃金の間接払いの撤廃に向けた取組みとしてのリーフレット「求人者のみなさま」を求人者の方々にも周知徹底していただければと思います。

また、この一目瞭然のリーフレットを手にした求人先の担当者の方とはコミュニケーションも取りやすくなり、言葉だけでは伝わりにくい関係法令や、雇用関係もわかりやすい図解とともに説明しやすくなっております。

会員の皆様が求人者へ徹底して働きかけて頂くことにより、法令遵守の周知徹底と意識改革にもなりますので、是非リーフレットを活用していただきますよう、お願いいたします。

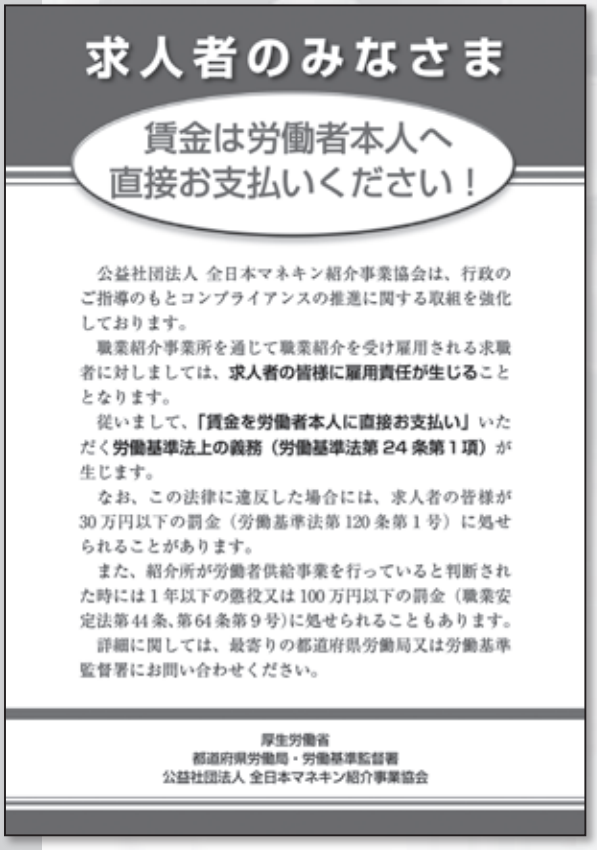

求人者のみなさま

賃金は労働者本人へ
直接お支払いください！

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会は、行政のご指導のもとコンプライアンスの推進に関する取組を強化しております。

職業紹介事業所を通じて職業紹介を受け雇用される求職者に対しましては、**求人者の皆様に雇用責任が生じる**こととなります。

従いまして、**「賃金を労働者本人に直接お支払い」**いただく**労働基準法上の義務（労働基準法第 24 条第 1 項）**が生じます。

なお、この法律に違反した場合には、求人者の皆様が 30 万円以下の罰金（労働基準法第 120 条第 1 号）に処せられることがあります。

また、紹介所が労働者供給事業を行っていると判断された時には 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（職業安定法第 44 条、第 64 条第 9 号）に処せられることもあります。

詳細に関しては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署
公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

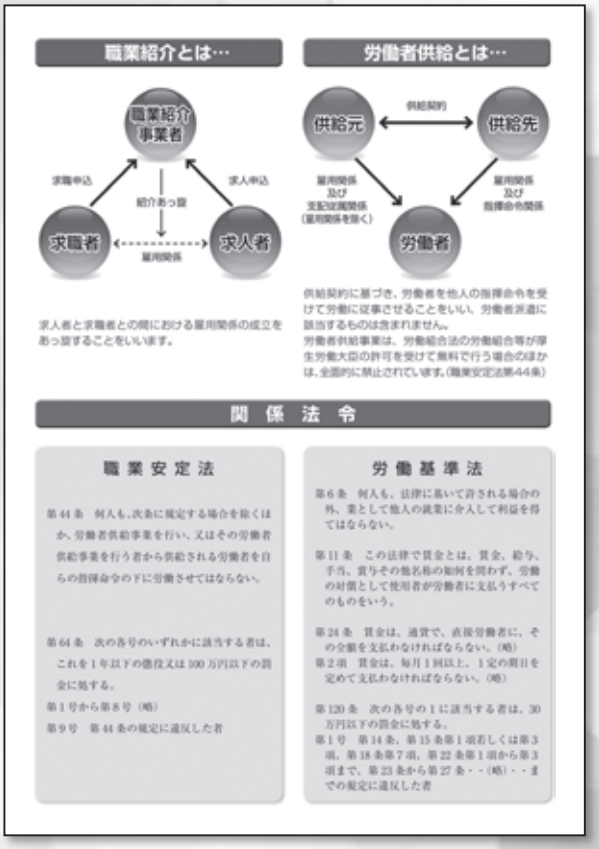

職業紹介とは…

求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっ旋することをいいます。

労働者供給とは…

供給契約に基づき、労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものは含まれません。
労働者供給事業は、労働組合法の労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合のほかは、全面的に禁止されています。（職業安定法第44条）

関係法令

職業安定法

第 44 条　何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

第 64 条　次の各号のいずれかに該当する者は、これを 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
第 1 号から第 8 号（略）
第 9 号　第 44 条の規定に違反した者

労働基準法

第 6 条　何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

第 11 条　この法律で賃金とは、賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第 24 条　賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。（略）
第 2 項　賃金は、毎月 1 回以上、1 定の期日を定めて支払わなければならない。（略）

第 120 条　次の各号の 1 に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
第 1 号　第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、第 23 条から第 27 条・・（略）・・までの規定に違反した者

マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります。

■マイナンバーは行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤です。

マイナンバー（社会保障･税番号）は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

（1）行政の効率化：国や地方公共団体で、情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、複数の機関の間での情報連携により、手続が正確でスムーズになります。

（2）国民の利便性の向上：社会保障・税関係の申請時に必要な課税証明書などの添付書類の削減など、面倒な手続が簡単になります。

（3）公平・公正な社会の実現：国民の所得状況等が把握しやすくなり、不正受給防止や本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

■27年10月以降、マイナンバーが通知されます。

27年10月以降、住民票を有する方（住民票を有する外国人を含む）に12ケタのマイナンバー（個人番号）が通知されます。通知は、市区町村から住民票の住所あてに「通知カード」が郵送されます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいし、不正に使用されるおそれがある場合を除き、番号は一生変更されません。大切にしてください。

■マイナンバーの利用は28年１月以降、情報連携は29年１月以降、順次始まります。

マイナンバーは、28年１月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで使用されます。情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は29年１月以降、地方公共団体は29年７月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

安全管理を徹底します

■マイナンバーは法律で定められた目的以外で利用することはできません。

マイナンバーは、生活の様々な場面で利用しますが、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。また、他人のマイナンバーの不正入手や、マイナンバーを含む個人情報ファイルを他人への不当な提供は処罰の対象です。

■個人情報に対する懸念に制度面・システム面で厳しく対応します。

個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないか、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情

報保護の措置を講じています。

＊法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。

＊特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。法律違反の場合の罰則も重くなっています。

＊個人情報は一元管理ではなく、従来どおり、年金情報は年金事務所、税情報は税務署など、分散して管理します。

＊行政機関の間の情報連携はマイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信は暗号化します。

■自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認できるようになります。

29年１月から、情報提供等記録開示システムが稼働する予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認でき、不正・不適切な情報照会・提供が行われていないか、いつでも確認できます。

民間事業者も対応が必要です

■民間事業者でもマイナンバーを取り扱います。準備が必要です。

民間事業者は、従業員の健康保険・厚生年金の手続や、給料の源泉徴収票の作成事務を行っています。また、証券会社や保険会社は、配当金・保険金等の支払調書の作成事務を行っています。民間事業者や金融機関では28年１月以降、これらの手続で従業員等のマイナンバーを記載する必要があります。また、民間事業者が外部の方に講演や原稿執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税の源泉徴収をしなければなりません。こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

マイナンバーは従業員を雇用するすべての民間事業者に関係する制度です。特定個人情報保護委員会のガイドラインなどを参考に、準備を進めてください。

■マイナンバーを従業員などから取得する際、利用目的を明示してください。

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。マイナンバーを従業員から取得する際、利用目的を特定し、通知又は公表が必要です。源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を示すことは可能ですが、後から利用目的を追加することはできません。改めて利用目的を通知・公表してください。

■なりすまし防止のため、本人確認を厳格に行ってください。

番号のみの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められません。必ず番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主である

ことを確認する身元確認が必要です。

■特定個人情報の取扱いは、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報（特定個人情報）の適正な取扱いを確保するための具体的な指針や実務に即した具体的な事例を記述したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しています。ガイドラインでは、中小規模の事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

■様々な用途で利用可能な「個人番号カード」は申請により交付されます。本人確認が１枚で可能です。

「通知カード」は顔写真がなく、身元確認のため別に運転免許証等が必要ですが、「個人番号カード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号に加え、顔写真が表示され、個人番号と身元の両方が一度で確認できます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのＩＣチップを活用し、お住いの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できます。また、電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請が行えます。なお、個人番号カードのＩＣチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得情報や病歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードからすべての個人情報がわかってしまうことはありません。

■法人番号は自由に利用できます。

法人にも１法人一つの番号が指定され、平成27年10月以降、国税庁から登記上の所在地宛に13ケタの法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、インターネットを利用して検索・閲覧が可能になります。個人番号と異なり、官民問わず、自由に利用できます。

マイナンバーに関するお問合せ

■最新情報はホームページまで。コールセンターも設置しています。

マイナンバー制度のよくある質問（FAQ）や最新情報は内閣官房の社会保障・税番号制度（マイナンバー）のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の関係省庁でも情報発信をしており、内閣官房のホームページから各省庁の関連ホームページにリンクしています。

また、マイナンバーのコールセンターを開設しています。お気軽にお問い合せください。土日祝日・年末年始を除き、９：３０から１７：３０まで。番号は０５７０－２０－０１７８（マイナンバー）、外国語は０５７０－２０－０２９１です。

（外国語は、英語のほか、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の５か国語で対応可能です。）

マイナンバー制度についての注意事項

今年の10月から国民一人一人にマイナンバーが通知され、平成28年1月以降、マイナンバーの利用が開始される予定となっています。

マイナンバー制度について、職業紹介事業所で知っておくべきことをご紹介いたしますので、ご注意ください。

マイナンバー制度がはじまると民間事業者は、社会保障や税などの行政手続きにマイナンバーが必要となるため、従業員からマイナンバーの提供を求めることとなります。ただし、求職者の社会保障や税などの行政手続きを行わない職業紹介事業者においては、求職者からマイナンバーの提供を求めることはできませんので、ご注意ください。

（ご参考）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」という。）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）。

仮に、社会保障や税など法律に定めのないことで、故意にマイナンバーを取得した場合には、重い罰則が課せられることになります。

（ご参考）

人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などにより、個人番号を取得した者は、３年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する（番号法第70条）。

平成２７年１０月から

マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々から マイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。 ☑

＜担当者の明確化と番号の取得＞

□ マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。

□ マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。

□ マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

「個人番号カード」

表面（案）

裏面（案）

「通知カード」

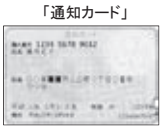

＜マイナンバーの管理・保管＞

□ マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。

□ パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。

□ 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

＜従業員の皆さんへの確認事項＞

□ 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570−20−0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。　※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、 050−3816−9405におかけください。

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

（平成27年5月作成）

マイナンバー制度、はじまります。

愛称：マイナちゃん

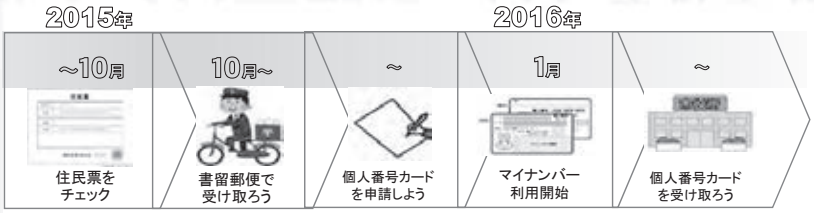

平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は マイナンバー で検索。又は 0570-20-0178（マイナンバー）へお問い合わせください。

（受付時間）土日祝日、年末年始を除く9：30～17：30

協会オリジナル手帳

活用法！

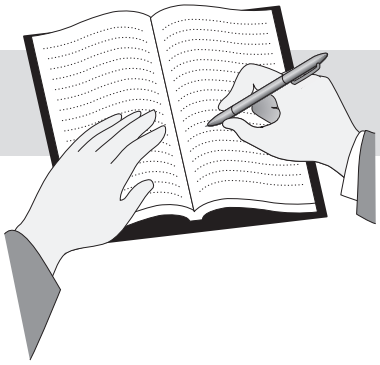

「マネキン登録証」として

（公社）全紹協から絶賛好評発売中の「オリジナル手帳」活用方法といたしまして、会員の皆様にご紹介させていただきます。

日雇的または、臨時的なお仕事をされますマネキンさんに対して、求職申込みを簡素化できる「求職カード」を作っている事業所さんが多いかもしれませんが、オリジナル手帳がマネキンさんの「登録証」としてお使いいただけることをご存知でしたでしょうか？

オリジナル手帳のカバー見開きページ（参照：図1）～身分証明書～右わき「登録NO.」の部分に、各事業所さんで使用されていますデータにおいて、マネキンさん個別番号を手書きで書いておくだけで「登録証」になります。

マネキンさんには、是非「オリジナル手帳」を120％活用していただければと思います。

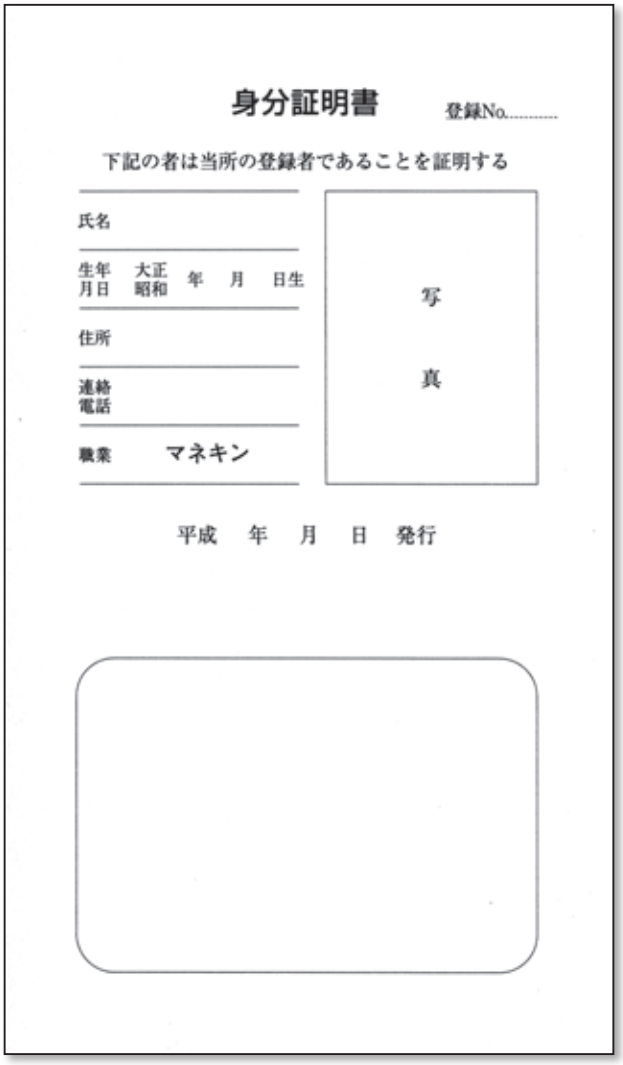

身分証明書　登録No.……

下記の者は当所の登録者であることを証明する

氏名

生年月日　大正 昭和　年　月　日生

住所

連絡電話

職業　マネキン

写真

平成　年　月　日　発行

図1

「月計画表」、「月別売上表」、「店頭推移表」について

就労先や販売商品によって異なると思いますが、売場によってはメーカーさんと販売員さんとの間で「売上ノルマ」を決めているところも多いかと思われます。適切な売上目標の設定や商品の管理を行いながら販売することが求められる際、役立つ手帳の活用方法をご紹介させていただきます。

「月計画表」について

月間スケジュールには、「ブロックタイプ月計画表」と「横書き月計画表」を入れています。

「ブロックタイプ月計画表」には、申請事項、一般的な予定などを書き込みます。

「横書き月計画表」には、派遣先のイベントやセールなどにラインを引いて期間が一目で分かるようにします。

また、リボンは２本付いています。

月計画表、日誌のそれぞれ挟み、すぐに開いてスケジュール確認を出来るように設計しています。

「**月別売上表**」（参照：図３）は、見開きのページで年間ベースの販売実績動向がわかり、半期単位で具体的な数字（在庫金額・回転率・昨年比・予算比・差額など）を記入することによって、流れを確認できます。

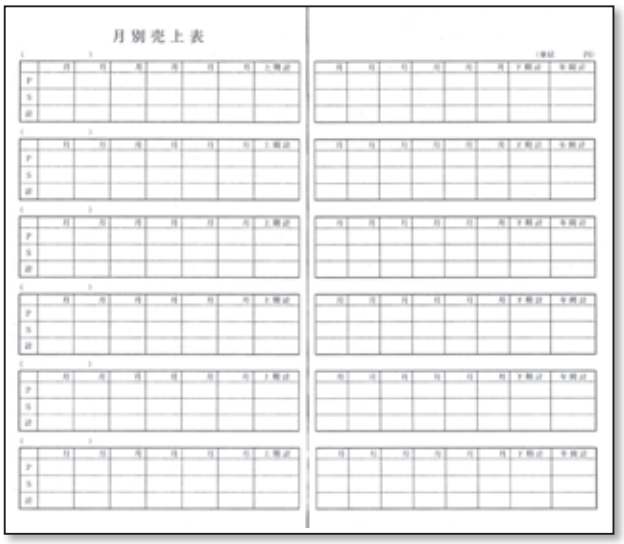

図3

「**店頭推移表**」（参照：図４）は、ひと月単位で商品の流れを把握でき、棚卸のベースになります。

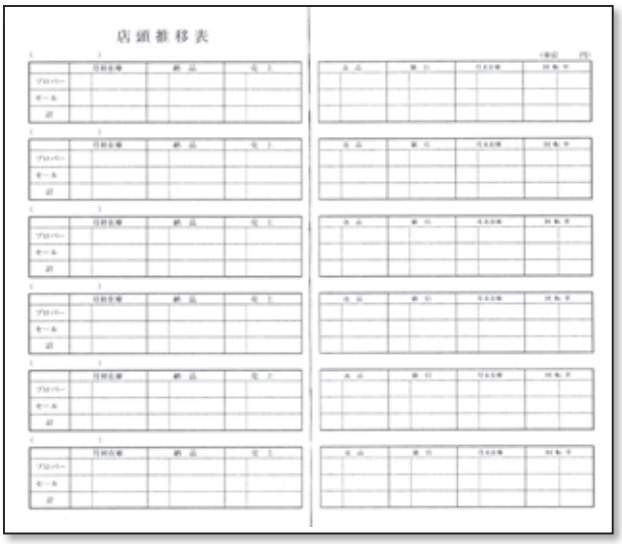

図4

・「**月初在庫**」とは、毎月１日の開店前の在庫のこと。

・「**納品**」とは、メーカーから売場に納品された１ヶ月の合計金額を記入する。

・「**売上**」とは、１ヶ月の売上実績合計金額を記入する。

・「**返品**」とは、売場からメーカーに返品した商品の金額を記入する。

・「**値引**」とは、プロパーからセールになった値引き対象額（売値）を記入する。
（セール売値のように、セールになった新たな金額は、セールの欄に記入していく。）

・「**回転率**」の計算方法は、「月初在庫」＋「月末在庫」÷２＝「平均在庫」
「売上」÷「平均在庫」＝回転率　と、なります。

協会オリジナル手帳は使いやすいよう、毎年リニューアルを重ねています。求人先にプロの販売員さんとしてご紹介できるよう、手帳をフル活用して販売に従事していただければと考えております。

ホームページの制作について

(有)サウンドビジョン ディレクター
平本 英司

見込み顧客の獲得

新しく名刺を作っても、手元に置いておくだけで人に配らないことには、名刺の意味がありません。

ホームページも同様で、作った後に放置をしておくだけでは、より多くの人目に触れることはないでしょう。

では、ホームページはどのように運用すれば良いのでしょうか。

ホームページ制作やリニューアルの目的には、「企業ブランディングの向上」「サービスや商品の認知度向上・宣伝」「リクルーティング」などがありますが、それが営利活動を行う企業のホームページである以上、最終目的としては「会社の収益アップ」があり、ホームページをその為の道具として活用したいという事になるかと思います。

その目的を達成するためには「既存顧客ではない顧客」、つまり顧客になる可能性があるターゲット層から、新しい顧客を獲得しなければなりません。そのターゲット層を「見込み顧客」と呼びます。

見込み顧客は、図1の様な導線を辿ります。

図 1

ホームページの点検と改善

インターネットの世界には競合するホームページが多数あります。その中から、ユーザーに貴社のホームページを見つけて貰わなければなりません。

そして、ユーザーに見つけて貰うためには、検索で上位にランキングされなければなりません。

一般的に、上位に表示させる為の施策をSEO対策(検索エンジン最適化)と言いますが、その

図 2

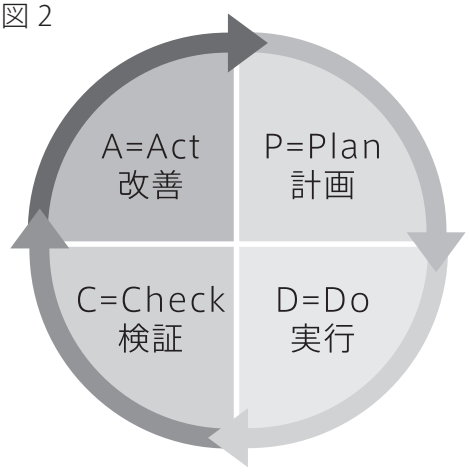

SEO対策を本当の意味で行うためには、的確なマーケット分析とそれに基づいたホームページ設計、そして完成後の定期的な点検と改善が必要になってきます。

その一連の流れを「PDCAサイクル」と言います。

P=Plan（計画）D=Do（実行）C=Check（検証）A=Act（改善）の意味になり、これらの活動を途切れることなく行う必要があります。

何故、継続的に行う必要があるかと言えば、どんな業種の市場もその時々の経済や社会情勢に依り状況が変化するからです。

そして、ホームページとしてのPDCAとしては、「利用状況の分析」「検索順位がどう変動したか」などを見ていきます。

利用状況の分析項目としては「ホームページへの流入数・検索ワード・回遊状況・滞在時間」などがあります。

同時に、各々の項目毎に目標を数値化して評価基準を設定します。

評価基準を設定することで、目標に対する進捗や結果などを客観的に確認が出来ますし、それを踏まえた改善を行うことでより良いホームページになり、検索順位へ反映していきます。

検索市場と需要

SEO対策の一環として、ユーザーに検索されるためのキーワードをホームページに設定しますが、その祭には実際の検索ワードの需要を分析してから設定することが大切です。

インターネットの検索市場には、業種ごとに「どんなキーワードに需要があるのか？」、そして「現在そのキーワード需要に強い企業はどこか？」などを数値化したデータがあります。

これを「検索実需」と言います。

これらのデータ分析を行うことで、自社の業種において、どんなキーワードに需要があるのかを知ることができます。

以下の図3は、不動産業界における検索キーワード需要を可視化したイメージです。

図 3

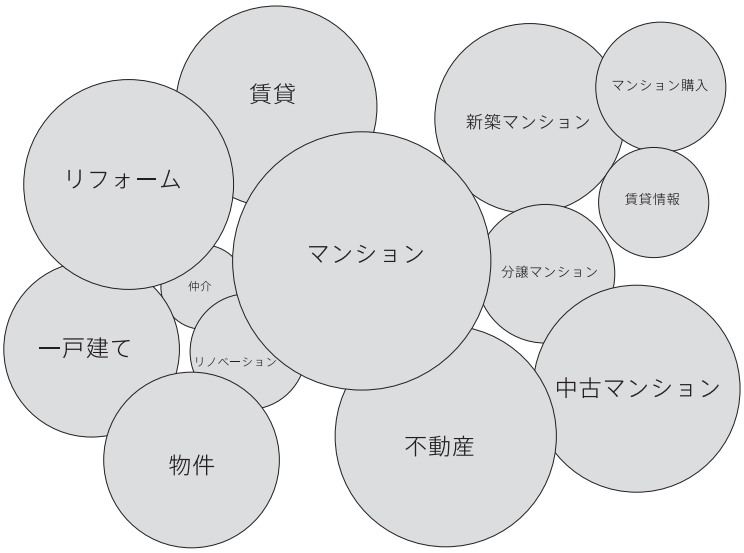

この様なデータをもとに、どのようなキーワードで戦略を立てれば、検索市場に入り込めるかが分析できます。

つまり根拠のある分析を行わずにキーワードを設定すると、良かれと思ったキーワードにそもそも需要がない、あるいは既に潤沢な広告費のある大手に独占されているなどといった事があります。しかも、その事実に気がつくことすらなく、「宣伝が足りないから」「ページのデザインが悪いから」などの見当違いな解釈の結果、無駄な費用を使うことになってしまいます。

有益なホームページの構築

さて、検索実需を分析して適切なキーワードを設定しても、肝心のホームページの出来が悪いと問い合わせには至りません。

良いホームページとは視覚的なデザインのことではなく、内容がユーザーにとって有益であることです。

逆に言えば、有益な内容を反映しているホームページは、その理にかなったデザインになっているはずです。

有益な内容のホームページとは、簡単に言えば「ある分野について、内容が充実しているホームページ」のことを言います。

これも、世間の関心毎や社会情勢により変化していくので、一朝一夕に出来るものではありませんが、自分達が行っている事業と世間との繋がりから、どんな情報を発信すればユーザーにとって価値のあるホームページになるのかを分析して、キーワード等と組み合わせてホームページを構築していくことが大切です。

また、有益な情報があるホームページは、ユーザーによってブログなどで紹介（リンク）される確率が増えます。

こういった、ユーザーによる自発的なリンクを、「ナチュラルリンク」と言います。

Googleは、検索順位への評価基準の一要素として、このナチュラルリンク数をあげています。

このように、ホームページの運用は一筋縄でいかない、手間のかかるものです。

しかし、この手間を惜しまずに実践することが、目的への近道であることには変わりありません。

もし、自社のホームページが上手く運用できていないと感じるならば、リンク数や広告を増やす前に、そもそも、市場に対して的確なマーケティングが行われているのか、そしてホームページの内容は、本当に有益な情報を発信できているのかといった所から見直してみると良いかも知れません。

事務局移転のお知らせ

協会事務局が神田駅東口地域再開発のため３月１６日（月）より移転しましたのでご案内申し上げます。

〒１０１－００４１
東京都千代田区神田須田町１－３－２７フヂハラビル６F
電話０３－３２５３－５７７５　FAX０３－３２５３－５７７６
（電話番号・FAX番号は変更なし）

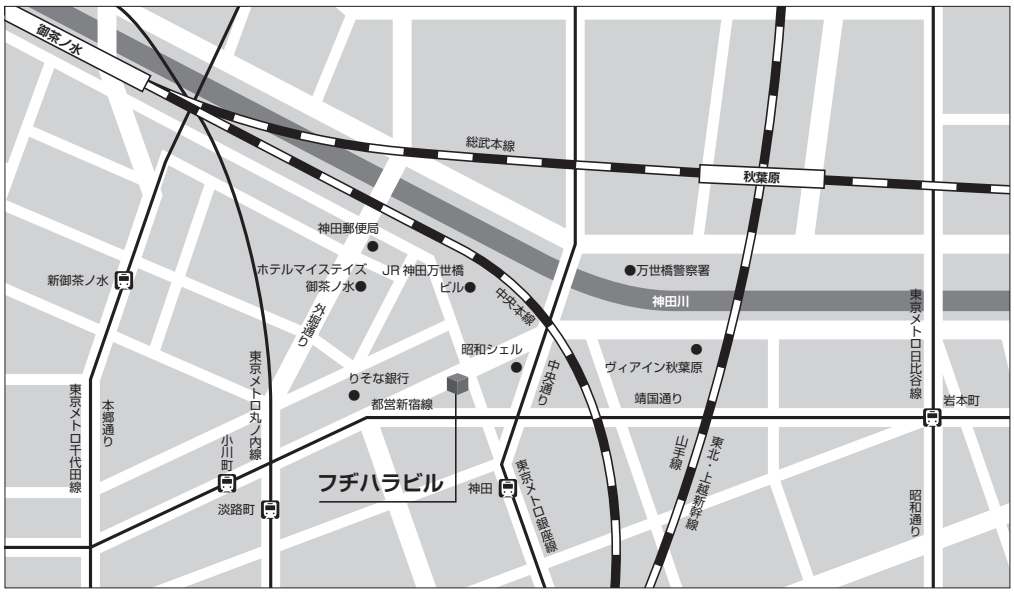

・丸の内線「淡路町駅」徒歩３分　・新宿線「小川町駅」徒歩３分
・JR線「秋葉原駅」徒歩５分　・銀座線「神田駅」徒歩３分

事務局の営業日と時間変更のお知らせ

この度、事務局長の退職に伴い、事務の効率化と合理化を進めるため、下記の通り営業日と時間の変更を致しますので、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

営業日　月・火・水・金
時　間　午前１０時～午後５時
　　年末年始と土・日・祝日・毎週木曜日は休業致します。
実施日　平成２７年６月１日（月）より

事務局だより

◆ 入　会

九州連絡会

㈱西日本キャロット
滝　真澄美　平成27年６月１日

◆ 退　会

関東連絡会

㈱桜サービス
石井すづ江　平成27年２月25日

㈱プロシードスタッフ彩苑
宮澤　惠美　平成27年３月24日

㈲ながの綜合マネキン
神保　重良　平成27年３月26日

関西連絡会

㈱京都マネキン紹介所
鈴鹿　武彦　平成27年３月31日

賛助会員

フーズワン㈱
加賀谷　清貴　平成27年３月31日

◆ 会員名変更

九州連絡会

熊本マネキン紹介所
荒木　美智子　平成27年４月20日

九州連絡会

熊本マネキン紹介所
〒861-8072　熊本県熊本市北区室園町9-10
ニューフレックス室園202号
TEL096-344-5212　FAX096-344-5215
平成27年４月20日

編集後記

首相官邸ホームページに「人材の活躍強化！～女性が輝く日本～」とあるように、今一番女性の活躍が目立っているのではないかと思います。

また、求職者が減少傾向にあり、少子高齢化社会に突入している日本において、今いる人口の中で求職者をいかに確保するかが人材ビジネス業界において今後の課題になってくると思います。

そして、多様で自由な働き方を促進する時代へと突入している中での働く女性の活用は、仕事と子育ての両立を支援しつつ、育児をしながら短時間労働などの環境も整えていく必要があると思われます。

さらに、高齢化社会の進む日本においては高齢者を活用すべきであり、内閣府の調査でも日本の高齢者の就業意欲は諸外国に比べても高く、経験と能力のある優秀な人材であると言えるでしょう。

日本において少子高齢化社会を維持していくためにも、雇用のダイバーシティとしてオリンピック開催国に向けて世界とギャップのありすぎるLGBTへの取組みを含む人材ビジネス業界における雇用拡大はもちろん、少子高齢化に伴う優秀な外国人の雇用も進むと考えられます。

今後、女性･高齢者･外国人･LGBTの雇用を拡大していくことが日本の喫緊の課題となっていくように思えます。

最後に、編集後記を担当させていただき、頭の中にあるトピックを文章にする楽しさを十分に味わえましたことへ感謝します。そして、広報誌にかかわってくださった方々、タイムリーな記事を快く引き受けてくださった方々、多岐にわたりご教示くださった方々に御礼申し上げます。２年間、本当にありがとうございました。

広報部担当　森川

表紙写真撮影者：㈱太陽
牧野 明治（関西連絡会）

撮影者のコメント
「蓮は７月から８月に茎を長く伸ばし花を咲かす水性植物で、中国から渡来したと言われます。 茎が空洞のため葉の茎の下から切り採り、葉の中央に穴を開けてお酒を注いで、切り口からハス酒を呑んで、猛暑を健康一番にお過ごしください。＊ハス酒は、健康・長寿に効あり　と言い伝えられているそうです」

自社のホームページについてお悩みの方へ…

NEXTPAGE

ネクストページは、ホームページ制作を承ります！

- スマートフォン対応
- 自由なサイトデザイン
- 検索エンジン対応
- 使いやすい更新システム
- 安心価格

人材紹介のホームページはネクストページへ。お電話で「全紹協の広告を見た」とお伝えください。

※受付時間 平日10:00～19:00

東京 **03-6240-6280**（担当：谷）　神戸 **078-242-3307**（担当：山本）

株式会社ネクストページ　http://nxpg.net/

東京浅草事務所 〒111-0032 東京都台東区浅草3 / **神戸事務所** 〒651-0085 神戸市中央区八幡通1-1-14 IPSX SOUTH 501